

## 第1006回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 令和8年4月23日（木）午後1時30分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席者 小野寺教育長、小川委員、佐浦委員、鳩原委員、片瀬委員

### 4 説明のため出席した者

後藤副教育長、大宮司副教育長、本田副教育長、沼田参事兼総務課長、浅川教育企画室長、菊田参事兼福利課長、山田教職員課長、山尾義務教育課長、千葉高校教育課長、伊藤高校財務・就学支援室長、永田高校教育創造室長、佐々木特別支援教育課長、今野施設整備課長、佐藤保健体育安全課長、三浦参事兼生涯学習課長、佐藤文化財課長 外

5 開 会 午後1時30分

### 6 第1005回教育委員会会議録の承認について

小野寺教育長 (委員全員に諮って) 承認する。

### 7 第1006回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名、議事日程について

小野寺教育長 鳩原委員及び片瀬委員を指名する。  
本日の議事日程は、配布資料のとおり。

## 8 秘密会の決定

6 専決処分報告

7 議事

第1号議案 高等学校入学者選抜審議会専門委員の人事について

第2号議案 宮城県産業教育審議会委員の人事について

第4号議案 宮城県社会教育委員の人事について

第5号議案 宮城県生涯学習審議会委員の人事について

小野寺教育長 「6 専決処分報告」及び「7 議事 第1号議案、第2号議案、第4号議案及び第5号議案」については、不開示情報等が含まれているため、その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員に諮って) この審議等については、秘密会とする。

秘密会とする案件については、「10 次回教育委員会の開催日程」の決定後に審議を行うこととしてよろしいか。

(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり（秘密会のため非公開）

## 9 教育長報告

県立高等学校における物損事故に係る和解について

(説明者：後藤副教育長)

「県立高等学校における物損事故に係る和解について」御説明申し上げます。

「1 事故の概要等」であるが、令和7年3月26日午後3時頃、白石工業高等学校総合実習棟の軒天の一部が強風により飛散し、職員駐車場に駐車していた同校職員の自家用車を損傷したものである。

なお、人的被害はなかった。

この事故は、強風による自然災害であるが、県管理施設の破損により無過失の相手方に損害を与えたもの

であり、過去の事例との整合性も鑑み、県が全額を賠償すべきと判断し、損害額の全額を支払う内容で和解することとした。

「2 和解の内容等」ですが、(2) イに記載の個人(ア)から(エ)までの損害賠償については、3に記載のとおり令和8年1月23日に知事による専決処分が行われ、5に記載のとおり、今年1月27日付けで示談書を取り交わし、和解が成立している。

また、個人(オ)の損害賠償については、金額が大きかったことから、4に記載のとおり、今年3月18日に議会の議決を経て、5に記載のとおり同日付けで示談書を取り交わし、和解が成立している。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

小川委員 実習棟の軒天の一部が飛散するとはどのような状況か分かりづらいため、詳しい情報があれば教えてほしい。

施設整備課長 当日白石市において、最大瞬間風速35メートルの強風だった。実習棟の軒天はせり出ているものであり、強風で崩れ落ち、下の駐車場に停めてあった車へ飛散したものである。

小川委員 例えば地震などでも崩れ落ちる可能性はあるのか。それともやはり強風の影響が強いのか。

施設整備課長 点検を行っており特段問題はなかったため、やはり強風の影響と思われる。

小川委員 例えば生徒など、人が通行する場所に落ちたのか。そうであれば、単に車の破損の問題だけで終わって良いのか疑問に思う。

施設整備課長 当該場所は主に職員の駐車場所になっており少し奥まった場所にある。ただ、全く人が歩かないかという点、そのようなことはなく生徒が通る可能性もあるため、点検を強化していく。

## 11 議事

### 第3号議案 学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン改訂について

(説明者：大宮司副教育長)

第3号議案について、御説明申し上げます。

部活動の地域展開については、これまでも県ではガイドラインを示し、地域移行を推進してきた。令和7年12月に、国が新たに「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定したことを受けて、今回、県のガイドラインを第3版として改訂するものである。

内容は、県のガイドライン第2版をベースに、国の新たなガイドラインの記載内容を反映させたものとなっている。

なお、詳細については、保健体育安全課長から御説明申し上げます。

(説明者：保健体育安全課長)

詳細について、御説明申し上げます。

資料の右側を御覧願いたい。

国は令和7年12月に「部活動改革及び地域クラブの推進等に関する総合的なガイドライン」を策定した。この、国のガイドラインのポイントをご説明する。

1点目は、「地域移行」から「地域展開」への名称変更である。

2点目は、具体のスケジュールを示したことである。

これまでは令和5年度から7年度までを「改革推進期間」と位置づけ、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めることとしていたが、今回のガイドラインでは、令和8年度から令和13年度までの6年間を「改革実行期間」として位置づけ、休日については、原則として、この期間内に全ての公立中学校の部活動の地域展開を目指すこととしている。

なお、平日については、国において実現可能な活動の在り方等を検証しながら、地域展開を推進している。

3点目は、「地域クラブの認定制度」を示したことである。

競技力向上を主目的としたチーム、スクール等との区別や、地域クラブの質の担保等の観点から、国のガイドラインで示している認定要件及び認定手続等に基づき、市町村等が認定を行う仕組みを構築するというものになる。

資料の左側を御覧願いたい。

今回の県のガイドライン改訂で、これまでの第2版からどのように変更したかを示したものになる。国のガイドラインで新たに章立てされた項目や章立ての順番が変わったことから、県のガイドラインもそれに合わせて変更した。

続いて、資料の右側を御覧願いたい。

それぞれの章の改訂点について、主なものを説明する。

お手元の県ガイドライン第3版をご覧いただきながら説明を聞いていただければと思う。

ガイドラインの、5ページを御覧願いたい。

「Ⅰ 公立中学校の部活動改革の基本的な考え方」は、今回新たに章立てした部分で、「改革の理念」「取組の類型・名称」「改革の推進体制」を記載している。

6～9ページは「Ⅱ 地域クラブ活動の在り方及び認定制度」である。6～7ページの「1 地域クラブ活動の在り方」では、地域展開による新たな価値の創造の重要性、地域展開を充実させるために関係団体が連携することを記載している。

7～9ページの「2 地域クラブ活動に関する認定制度」では、「認定の要件、認定制度の経過措置、認定手続等、認定されていない地域クラブ活動の取扱い」として整理して記載している。

10～24ページは「Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応」である。「2 各種課題への対応」の18、19ページ「(4) 適切な休養日の設定」では、平日1日、休日1日の休養日の設定、平日2時間程度、休日3時間程度の活動時間は変わらないが、「週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とする」と新たに示している。

これは、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合も、その時間の範囲内とすることを示したものになる。

21～22ページの「(7) 生徒の安全・安心の確保」では、生徒が安全・安心に活動に取り組むために行う事項や事故対応等を記載している。

25～36ページは「Ⅳ 学校部活動の在り方」になる。28ページからの「2 適切な指導及び安全・安心の確保と指導上の留意点」に「暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶」を新たに項立てし、顧問の教師等や保護者・生徒等の共通理解を図り、不適切行為の未然防止を徹底することや、事案発生時の対応等について記載している。

以上が、主な改訂点となる。

資料の右側を御覧願いたい。

最後に、県ガイドラインの改訂の経緯等であるが、令和7年12月に国が新たにガイドラインを策定したことを受け、企画部スポーツ振興課、生涯学習課、保健体育安全課の3課で、県のガイドライン改訂に着手し、素案を作成した。

素案作成後、市町村や県の協議会構成員から意見をいただき、今回のガイドラインを調製した。

なお、今月28日に市町村担当者説明会を開催し、ガイドライン改訂について説明することとしている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

( 質 疑 )

佐 浦 委 員 今月市町村へ説明するということであるが、中学校、高校、市町村などへどのようなタイミングで進めていくのか。

保健体育安全課長 今回のガイドラインについて、章立てされている項目の内、学校部活動のあり方以外の部分について、地域展開の対象は公立中学校と特別支援学校の中学部となっている。また、主に市町村がそれぞれ地域クラブ等を認定しながら地域展開を進めていくため、ガイドライン改定の趣旨を市町村の担当者に説明する。

- 鳩原委員 佐浦委員の御質問とも関連するが、地域移行から地域展開ということで地域という言葉は当然残っているが、この地域の想定としては中学校区であるのか。競技によっては1つの市町村の中で完結しない地域のクラブもある。説明会は市町村単位で行うため、当然市町村同士が連携しながら情報共有した上で進めなければならない。どちらかの市町村が主導するのではなく、両方の市町村にまたがる辺りも徹底していかなければ、どこが主体となりどのように理解して進んでいくのかが分からなくなる。当然市町村が基本の単位になると思うが、市町村をまたぐ場合についてどう考えているのか。
- 保健体育安全課長 御指摘のとおり、市町村によっては例えば学校や子供の数も少ないといったことが、現状としてある。このため、ある程度近隣の市町村で広域に連携しながら、子供同士が地域の連携した中でクラブに所属できるような体制を構築することも、これまで市町村に話してきた。ただ、まだ様々な課題が残っているため、引き続きそのような広域連携等についても、市町村に任せるだけではなく県も間に入りながら、市町村の体制を支援していきたいと考える。
- 鳩原委員 その連携の具体的なあり方であるが、あくまでも一人一人の中学生がそれぞれ興味を持って取組む種目が異なるため、一律に行っていくという訳にはいかないと考える。クラブの動きが異なることや、子供たち一人一人が安全安心の下で十分に活動でき力を伸ばせることを、具体的に想定をしながらそれぞれの説明会で十分に説明しなければならない。先ほどの話のとおり市町村で子供の人数も異なっており、また運営の仕方、具体的は送迎の仕方や距離の問題などが、地域によって異なり非常に差があるため、より具体的に一つ一つの地域や、それぞれそこで頑張る子供たち一人一人を想定した上で、丁寧に説明することが必要ではないかと思う。
- 保健体育安全課長 まさに御指摘のとおりであり、ただこちらから市町村に対して説明するだけでなく、昨年度に引き続き、市町村を積極的に訪問し現状や課題を丁寧に聞き取りながら支援していきたいと考える。
- 片瀬委員 今回の地域展開については、運動部が主な対象なのか。文化系の部活も含むのか。
- 保健体育安全課長 中学生の部活動、文化部も運動部も含めて、全て対象となっている。
- 小川委員 家庭との関わりの部分はどうなっているのか。家庭や保護者についても書いているが、保護者にどれだけの負担がかかってくるのか。これは経済的な負担もあるだろうし、送迎を保護者がしなければならぬと時間的な負担もある。また、兄弟がもし中学3年生と中学1年生であり、かつ違う種類の競技に参加するとなれば、二重に負担がかかってくる。保護者はこれをどのように受け止めたら良いのか。保護者の負担が大きいため参加させたくないとなる場合はどのようにするのか。保護者の立場になったらガイドラインをどう考えれば良いのか教えてほしい。
- 保健体育安全課長 まず経済的な負担について、今までの学校での部活動では、経済的な負担は活動するだけではほとんどかからなかったが、クラブ活動になると、どうしても会費が発生してくることも想定される。ガイドラインの8ページに地域クラブ活動の認定要件を記載しており、3つ目に「活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること」を設定している。必要最低限で活動できるような会費で運営されていることが、1つの認定要件とされている。それから、送迎の問題も出てくると思われるため、例えばバスの送迎などについて、市町村で可能な限り方法を検討していただくことを記載している。
- 小川委員 例えば子供が地域のクラブへ行きたくても、保護者が面倒を見きれなければ断念せざる得ないケースも出てくるのか。それとも何かのサポートを行いクラブに参加してもらうのか。
- 保健体育安全課長 やりたいができないとならないよう、これまで市町村に対し説明してきたが、今後、

- 保護者に対しても説明するため、市町村からも保護者に対し、子供たちがやりたい活動にできるだけ参加できるよう取組むことを説明いただくようにしたいと考える。
- 小川委員 土日に保護者が動ける家庭とそうでない家庭で差が出てくることも懸念である。可能な限り機会の公平性を維持し、過度に保護者の負担にならないためにはどうすれば良いかということは、やはり引き続き検討していく必要があると思う。
- 鳩原委員 先ほど地域の話をした。当然、1つの中学校という単位ではなく広い地域の中で行われることが前提になる地域が多くなると思うが、中学校では多様な子供たちへの指導も行っている。学校側が丁寧に一人一人に合わせた適切な指導を行い、支援の必要な子供が周りの子供たちの十分な理解の下で、安心して学校生活を送れているケースも多くあると思う。ただ、まだ中学生という成長途中の段階で地域へ出ていく時の難しさがあり、人間関係をはじめとした学校の授業とは異なる状況で、本人がやりたいことを行うために様々な配慮なども必要になってくるため、時間的には例えば休日の活動等は減るが、先生の指導としては決して減らないと思う。様々な課題のある子供が、学校ではない場所で活動する時の課題等を掴みながら、またクラブとの連携を図りながら、どのように支援すれば良いか考える必要がある。子供にとっては非常に成長を期待できる反面、中学校でできていた配慮が必ずしもその地域クラブの中で実現されるわけではないことも十分に検討しながら、中学校としても十分に対応していくことが必要になる。見えないところで活動する時間がかなりあることを想定した上で、密な連携を取っていくことが、子供が安心して成長していけることにつながると思う。そこには是非取組んでほしい。
- 保健体育安全課長 学校として休日に部活をクラブに引き渡すというだけではなく、学校と地域クラブの指導者とで十分に連携していかなければならないという共通認識を持っていないければ、クラブ活動が難しくなる側面もあると思うため、その辺りについても十分に情報共有し連携しながら、これからも引き続き取組んでいきたいと思う。
- 小野寺教育長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

## 1.2 課長報告

### (1) 令和9年度(令和8年度実施)宮城県公立学校教員採用候補者選考の実施について

(説明者：教職員課長)

「令和9年度宮城県公立学校教員採用候補者選考の実施について」御説明申し上げます。

資料の左側を御覧願いたい。

まず、「1 日程等について」であるが、出願期間は、令和8年4月20日から5月15日までとしている。

第1次選考の実施日は、7月11日を予定している。

第2次選考の実施日は、8月26、27、28日と9月1、2日の計5日とし、受験者は、県教育委員会が指定するいずれか1日において受験することになる。

また、9月3日は実技試験を予定している。

資料の右側を御覧願いたい。

次に、「2 選考要項における昨年度からの主な変更点について」であるが、1つ目は、出願資格確認書類や加点等の申請書類の提出について、電子申請により行うこととした。

2つ目は、個人面接、集団討議及び実技試験の評価の観点について、「みやぎの教員に求められる資質能力」との関連性がより明確となるよう見直した。

次に、「3 採用者数の見込みについて」であるが、採用者数は、令和8年度選考から25名程度多い335名程度の採用を予定している。

内訳は、小学校140名程度、中学校90名程度、高等学校100名程度、養護教諭5名程度、栄養教諭若干名を予定している。

本件については、以上である。

( 質 疑 )  
鳩 原 委 員

関係する大学等の中でも説明会が進んでいるが、選考要項における昨年度からの主な変更点について、個人面接、集団討議及び実技試験の評価の観点を見直すということで、「みやぎの教員に求められる資質能力」との関連性が出てきた。昨年度まで行ってきた教員採用試験を経て、現場で働き指導に当たっている先生の状況等から、このみやぎの教員に求められる資質能力が何点か柱立てされている。観点を見直すということであるため、表立って出しているものではないとしても、例えば今後はここを重視する、方針として力を入れていきたい、というものが必要だと思う。もちろんあらゆる能力を持っており求められる資質能力を全て兼ね備えていればベストであるが、そうはいかない。県の特徴や教育課題に向けて現場で頑張っていく方を採用することに当たって、特にこの辺を重視するということは要項の中にはおそらく出てこないと思うが、是非この辺りの力をつけて欲しいということ、今年度採用選考にエントリーする学生だけではなく、3年時受験も増えているため受験を考えて学んでいる学生に対しても、可能であれば力を入れて欲しいことが明確に出されると、より励みになると考えるところであるが、関連性の内容について話せることがあれば説明してほしい。

教 職 員 課 長

まず説明の補足であるが、今回はあくまで方針を明確化したということであるため、これまでの採用選考においても、当然このような観点については重要だと考えており、それに基づき選考が行われている。今年度からは関係性がより分かるように、要項上明確に書き込んだことがポイントになっている。その上で御指摘いただいたと思っているが、画一的に教えることに限界があるのではないかと最近ずっと言われている状況がある。例えば1つのクラスの中に外国人の子供や特別な支援が必要な子供、また学校に通えない子供など、様々な課題や困難を抱える子供たちが増えており、1つのクラスが非常に多様な学習空間になっていると考える。そのような時代の変化に応じて個々の子供たちにきめ細かく教育を実施できるよう、また学校という集団教育の中でこそ身に付けられるような教育を十分できるよう、先生がまさに伴走者として子供たちの学び合いや教え合いを十分に引き出せることが今後教師に求められる力だと思う。宮城県の資質能力においても、初任者から中間管理職までそれぞれのステージでどのような能力が求められるのかを明確化しているため、まさに初任の時点でこのようなことを目指して頑張れるという思いや能力がある人を採用していくことが、これからのポイントになってくると思う。

小 川 委 員

受験生はまだ大学4年生や再チャレンジする方であり、まだ能力が具現化していない段階の人たちも多くおり、また受験生が言葉で説明しても本当にそのとおりであるか分からない。そうすると、採用する側の見抜く力のようなものが問われると思うが、そこはどのように工夫しているのか。採用する側の職員はどのように、この学生は伸びるかもしれないなど、まだ具現化していない潜在的なものを感じ取るのか。それを引き出すために工夫することも数多くあると思うが、対応する側の力をどのように伸ばしているのか。

教 職 員 課 長

非常に難しい問題である。採用選考の実施に当たっては採用要項を定めており、それに基づく採用を行うからには、採用する側の能力も当然求められてくると思う。作問や面接などで様々な教員に協力いただいていると認識している。採用に関わり現場で子供に触れ合っている教員が、そのようなことを今後政策的に求められることの必要性について理解を進めていくことが、実は1番の近道であると思う。採用に限らず、最近の子供たちの様子や全国的な傾向の変化を、常に県や国だけでなく教員にも共有していくことが、学生の力を見抜いて採用していくために1番の近道だと思うため、そのような政策の今後の進め方や方針などについても、今後も研修で現場の先生にも十分に共有していなければならないと考えている。

小川委員

県立高校の将来構想が完成し公開されているが、これを実現するためには支える先生がいなければ本当に空想の世界で終わってしまうことが、以前の定例会で議論になった。その将来構想を本当に形あるものにするためには、これを実現するための先生が不可欠である。そういったことを考えると、どのような採用形態が良いのか真剣に議論していかなければ、単に求められる資質能力を明確化しただけでは不十分だと思う。採用する側がこの将来構想や、文部科学省が進めている高校教育改革のグランドデザインを理解し、高校だけでなく全体がどうなっていくのかをイメージできているのか。中学校の段階から高校だけでなく大学や就職先を可視化できるような教育体験を取り入れた方が良いのではないかと、文部科学省が言っている。やはりそのような世の中の流れや政策展開が頭の中に入っており、そこと採用が繋がっていなければ、本当に構想だけで終わってしまう。構想だけで終わらないよう、この政策や構想をどのように実現するかを考えた時、どのような人たちが揃えば良いのか。それは一律ではないと思う。様々な能力を持った人たちをどのように組み合わせるのが良いか考えながら採用していかなければならないと思うため、採用は今後非常に難しくなると思う。単に求められる資質能力を明確化しただけでは不十分であるため、採用する側がより細かく検討し、このような構想を十分に理解し、これを実現するためにどのような人が必要かを考えながら進めていく。一律に、あることだけができる人たちだけでなく、不完全であり、それを補完する人たちも必要であるということと考えながら進めていく必要があると思う。

教職員課長

まさに委員の御指摘のとおりであり、御指摘も踏まえながら今後採用、研修を行いスキルアップしていくことに取り組む必要があると思う。御指摘について、例えば高校の先生であれば、生徒は高校だけではなく、小学校や中学校を卒業し、また大学、大学院、社会に出て行くため、一気通貫で、入ってくる時や出ていく先をどのようにイメージしているかが大変重要だと思う。特に少子化が進んでいく中で、高校自体の役割もこれからどうなるのか、高校無償化が始まってどうなるのかも議論されていると思うため、そのような政策の動きも含めて、これからの採用はどうあるべきか考えていきたいと思う。

鳩原委員

採用の方向性について、先ほど話があったように、資質能力との関連性として今までもあったものを明確に出したということであるが、選考を考える学生等にとっては、その具体性が見えることの1つに要項にある採用の枠組があると思う。宮城県では長年、特別支援の採用枠はあるが、通常の学校での採用も当然ある。県の考え方としては、通常の学級等の指導もできた上で、特別支援学級や特別支援学校の指導もできる、そのような教員を多く育成していきたいというところに採用のポイントを置いてきたように思う。そのような特色が、教員を採用するそれぞれの自治体ごとに、明確に出始めてきている。学生は要項を読み、自治体の特色や、自分が目指している教員像に合う採用枠やその後の研修等まで含め、一生懸命様々な情報を精査しながら、自分の将来を考え受験する自治体を考えていく。先ほど話があったように、通常の学級の中にも多様な子供が数多くいて、それを指導できるよう現役の教員も育成している。それだけでなく、力を入れてそのようなことをできる、目指していく、力をつけたい、そのような方を是非採用するというような、採用の特色を明確に今後とも打ち出せると良い。多くの自治体が採用に向けて様々な工夫をしており、本県でも3年時の選考を始めて成果も上がっていると思うが、是非その宮城県としての特色を表に出しながら、今後ともPRすることが必要である。良い方向性を目指していると思うが、それがもう一步明確に、選考を考えている方にうまく伝わるような工夫を是非していきたくてほしいと思う。

教職員課長

文部科学省でも、採用10年以内に行う特別支援に関する知見や経験を高めていくための人事上の措置を明確に出している。やはり採用後、若手に特別支援教育に関わっていく機会を十分に設けていく必要性が全国的にある。その中で宮城県は比較的昔から、

採用段階から区分を設けなかったためできていると思う。そのようなことも含めて、学生側に理解されるよう周知していきたいと思う。

## (2) 令和8年度宮城県公立高等学校入学者選抜の結果について

(説明者：高校教育課長)

「令和8年度宮城県公立高等学校入学者選抜の結果について」御説明申し上げる。

「1 総括」について、令和8年度の全日制課程の募集定員は13,400人で、合格者は、併設型中学校からの入学を含めた第一次募集、連携型選抜、第二次募集を全て合計すると、11,087人で、充足率は、昨年度より2.9ポイント低い82.7%であった。

同様に、定時制課程の募集定員は960人で、同じく合格者を全て合計すると371人で、充足率は、昨年度より4.2ポイント低い38.6%であった。

全国募集選抜については、昨年度は11人の出願であったが、今年度は12人が出願し、受験した11人全員が合格した。

また、通信制課程の第一期入学者選抜での合格者は133人であった。これに転編入を加えると、合格者の合計は253人であった。

次に、「2 学科別出願数・合格者数等について」を御覧願いたい。

英語科や理数科などの普通系専門学科では、募集定員を超えた学科が多いのに対し、職業系専門学科では、ほとんどの学科で募集定員に満たない結果となった。専門学科の取組みや魅力が広く中学生に伝わるように、引き続き情報発信等を行っていききたいと思う。

定時制については御覧の状況となっている。

次に、「3 地区別出願者数・合格者数(全日制)について」を御覧願いたい。

仙台圏においては、募集定員を超える出願があったものの、それ以外の地区では定員を下回る結果となった。中学校卒業生数の減少が影響しているものと思われる。

次に、「4 学科別出願倍率推移について」を御覧願いたい。

過去5年間の学科ごとの出願倍率の推移となる。この5年間すべてで1.0倍以上であったのは、「普通科」「英語科」「理数科」「美術科」及び「探究科」となっており、「普通科」および「普通系専門学科」において、高倍率の状況が続いている。

続いて、「5 地区別出願倍率推移(全日制)について」を御覧願いたい。

「3 地区別出願者数・合格者数について」で御説明したとおり、仙台市を中心とした中部地区においては、1.0倍を超えているものの、それ以外の地域では、1.0倍を下回る状況が続いている。

次に、「6 学力検査の結果(速報値)について」を御覧願いたい。

学力検査の結果であるが、全日制課程では総点の平均が昨年度より4.7点高い279.4点、定時制課程では、昨年度より6.9点高い124.6点であった。

学力検査の結果については、今後、設問毎の正答率や無答率、難易度別・成績層別の誤答等について詳細に分析を行い、令和8年度入試の分析冊子としてまとめた上で、高等学校、中学校での教科指導や、次年度以降の問題作成に役立てていく。

次に、「7 第一次募集の追試験について」を御覧願いたい。

3月10日火曜日に第一次募集の追試験をそれぞれの出願校で実施し、全日制、定時制あわせて75人が受験した。

なお、追試験受験者のうち、合格した者については、「1 総括」の第一次募集の合格者数に含まれている。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

小 川 委 員

説明では専門高校の出願率や倍率が落ちているということだが、これは地域との関係性はないのか。専門高校は仙台市だけでなく地方にもある。仙台市内は普通高校が多い。その影響はないのか。

高 校 教 育 課 長

そこまでの詳細な分析はできていないが、仙台市の中学生数はそれほど減っていない

状況の中で、仙台市以外の中学生数が減っている状況もある。専門学科と普通科という部分での区別はまだ見ていないが、おそらく、仙台市以外の中学生数の減り方が影響しているのではないかという見立てはできると思う。

小川委員 専門高校でも普通高校でも仙台市と郡部との違いがあると思うが、地域の問題なのか生徒が選択する進路の問題なのかが気になるため、そこをクロスして見ていただきたいと思う。

高校教育課長 今後その辺りにつきましては精査したいと思う。

### (3) 令和8年度特別支援学校高等部・専攻科入学者選考の結果について

(説明者：特別支援教育課長)

「令和8年度特別支援学校高等部・専攻科入学者選考の結果について」御説明申し上げます。

資料の左側の表を御覧願いたい。表の上段にある視覚支援、聴覚支援、肢体不自由の船岡支援、病弱の西多賀支援及び山元支援の5校の高等部については、表の右側の合計欄の合格者数のとおり、合わせて23人が合格している。

表の下段にある知的障害特別支援学校については、高等学園への合格者も含め、389人が合格しており、この春、県立特別支援学校の高等部には合計で412人が入学している。

今年度の入学者選考より、12月に高等学園の選考を実施し、1月に知的障害高等部の選考を実施するよう日程を変更した。そのことにより、高等学園を不合格となった生徒は知的障害高等部の第一次募集を受検できるようになった。

今年度、高等学園の第一次選考不合格者は20人いる。不合格者については、知的障害高等部、市立、私立の支援学校、通信制高校等に志望を変更し、合格している。

次に、資料の右側の表を御覧願いたい。専攻科については、視覚支援、聴覚支援に合わせて4人が合格・入学している。

今年度の入学生から高等学園と県立特別支援学校高等部の入学者選考日程を変更して実施したが、混乱なく終わることができた。また、いずれの高等学園も、募集定員をほぼ充足することができた。引き続き、市町村教育委員会等と連携しながら、丁寧な教育相談を行うなど、生徒の希望が叶う進路実現がなされるよう、進めていく。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

鳩原委員 今年度から高等学園の試験を先行して実施し、その段階では不合格だった20人が他の生徒と同じく特別支援学校の一次試験に望むことができ、結果的には全員合格になったことは、大変良いことだと思う。かつて試験が同日に行われていた時は、いわゆる浪人となり次年度以降受験する生徒もいた。その数は非常に少ないが、やはり合格した時の子供の喜んでいる様子を見ると、支援の必要な子供たちが浪人することは決して好ましいことではないと思うため、この形が引き続き定着し、自分の頑張りが合格につながることを、全ての子供たちが経験できることは非常に大きな意義があると思う。もう1つ、毎年この定例会の中でも話をするが、募集定員に全員上手に入ってはいるが、決して、知的障害の特別支援学校のいわゆる収容キャパシティがこの募集定員と合致しているわけではない状況が続いている。この数字だけでは分からないが、いわゆる狭隘化対策で、秋保かがやき支援学校や松陵支援学校等を新設しながら、子供たちがより安定した環境の中で学べるように努めているものの、毎年知的障害の特別支援学校の募集定員を変更して凌いでいる状況はやはり続いていると思う。子供たちの数が知的障害の特別支援学校の中でも少し減っている状況はあると聞いているが、環境整備は特別支援教育課だけでできることではないため、時間をかけて年々改善していくことを、是非教育委員会全体として引き続き取組んでいけると良い。我々の教育現場視察で今年は視覚支援学校を見学する予定も入っている。かなり古い校舎が新しい校舎に建替えられたが、長

年時間もかかっているため、やはり確実に取組んで行く必要性はまだあると思う。特に知的障害の特別支援学校について、表からは見えにくいですが、夏は暑く冬は寒いプレハブ校舎がありそのような問題を解消できていない状況もあるため、十分に各所の理解をいただきながら、子供たちと保護者のためにも努力を継続できると良い。

特別支援教育課長

高等学園の選考の日程変更については、実施して本当に良かったと思う。前年より23人ほど受験者が増えており、やはり挑戦しようとする子供たちが増えたと思う。これまで高等学園が不合格だった場合は、地域の特別支援学校が充足しており2次募集がないと入学できない状況や遠方まで行かなければならない状況があった。今回まずは高等学園に挑戦して、不合格であれば地域の特別支援学校の一次募集に応募できるような流れになった。生徒のチャレンジ精神もあり、機会を与えることができたことは非常に良かったと思う。引き続き、生徒の希望が叶うように続けていければと思う。もう1つ、狭隘化については本当に大きな課題である。やはり秋保かがやき支援学校ができたことにより、だいぶ狭隘化が解消されたという学校もあるため、募集定員が増えたことに繋がっていると思う。まだまだ狭隘化が解消されていない学校もあるため、そこについては様々な対策を考えながら、生徒の学びが充実したものとなるように取組んで行きたいと思う。

#### (4) 多賀城政庁の復元整備に向けた方針について

(説明者：文化財課長)

「多賀城政庁復元整備に向けた方針について」御説明申し上げます。

はじめに、多賀城は、奈良・平安時代の陸奥国の国府であり、東北地方における政治・軍事・文化の中心地として大きな役割を果たした。令和7年度からは、多賀城の中心である政庁の価値を分かりやすく伝え、地域の活性化や観光資源としてさらなる充実を図る目的で、政庁の復元整備について検討を行っている。

今年度は、令和7年度に開催された多賀城政庁復元整備検討会での有識者からの提言を踏まえ、県教育委員会としては今後の取組みに関する基本的な方針や進め方などを示した「多賀城政庁の復元整備に向けた方針」を作成しており、このたび中間案を報告するので、ご意見いただければ幸いです。

「方針」の内容について、資料の上段を御覧願いたい。

「多賀城政庁の現状と課題」について、多賀城政庁は、東北地方における古代国家の統治体制を象徴する歴史遺産であるが、視覚的・体験的な魅力が足りておらず、立体的なスケールの伝達に改善の余地があること、平城宮跡・大宰府跡と並び「日本三大史跡」の一つとして、観光資源となる可能性は大きいものの、知名度・集客力は限定的であることが課題として挙げられる。

これを踏まえ、今後の多賀城政庁の価値を高めていくため、建物復元を検討しており、政庁の復元をすることは、学術研究・教育普及・観光振興・地域振興の側面で、大きな意義があると考えている。

資料の下段を御覧願いたい。

「政庁復元の目的」について、政庁の実物大復元を通じて古代の地方統治空間を可視化することにより、学校教育や生涯学習における歴史理解と体験学習を深めること、歴史的空間の再現により、多賀城跡の魅力高め、文化観光のほか、多面的な利活用を誘致すること、復元された政庁を拠点に市民参加型のイベントや学習活動が可能となり、地元住民の史跡への関心と関与を促進すること、これらに資するものと考えている。

「政庁の目指すべき姿」について、古代東北の政治・文化の中心であった多賀城の中核部である政庁の往時の姿を体感できる場として復元整備を進め、その歴史的価値を伝えるとともに、多様な主体による学びと交流を育む歴史探求拠点を目指すことを基本理念として考えている。また、政庁が最も荘厳な政庁第II期の762年から780年まで、奈良時代を表現時期とし、歴史的・学術的価値や空間特徴を伝えるべく、第II期を構成する建物すべてを復元する方向で検討している。

「復元整備の基本方針」としては、遺構の確実な保存を最優先とすること、学術的根拠に基づく整備とすること、伝統的な材料・工法を基本としつつ、安全性・耐久性等に配慮すること、段階的かつ公開性の高い

整備を進めること、快適で知的好奇心を喚起する場に整えることを考えている。

「整備のすすめ方」について、今年度の行政評価委員会による事業評価により、事業が妥当と判断された場合は、令和9年度以降に学術的知見に基づく政庁復元整備の基本計画の策定及び基本設計を実施し、基盤整備、復元建物整備を行う流れを想定している。復元建物整備は、正殿から段階的に整備し、復元整備工事自体を魅力あるコンテンツとして情報発信を行い、適時での公開を促進することを検討している。

「活用の方向性」について、政庁では、復元建物内部の展示公開、復元整備過程の情報発信、体験・学習機会を創出していくことを考え、政庁跡を含む多賀城跡全域およびその周辺では、史跡の理解と周遊の拠点となる展示・案内機能の充実、体験共創型の史跡へ転換していくことを考えている。

「推進体制」について、史跡の保存と活用を一体的に推進していくためには、持続的な管理運営につなげていく視点が重要であり、県及び多賀城市の行政内部の横断的連携、民間事業者や市民等とのパートナーシップの構築が必要であり、地域が主体となって継続的に活動を展開できるような仕組みなどの構築について検討を進めることとしている。

今後の流れについて、議会を含めた各方面からご意見いただき、それらを反映した上で、6月に策定したものを報告させていただく。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

小 川 委 員

前回の定例会で発言したことが入っており関心を持った。市民がどのように関わっていくかについて、復元プロセスから関わっていくことは非常に重要なことだと思い、これにより市民が政庁を自分たちの街の財産だという意識を高めていくことになるため、大切なポイントとして記載したことに感謝する。将来的には完成した後の運営まで含めて考えていくことが必要であり、多賀城市や県だけで予算を賄うのではなく、運営費の収入確保等も含めて、全体で取組まなければ持続可能にならないと思う。県の予算は限りがあり、予算が少なくなったとなると次第に寂しいものになると思う。だからこそ、イベントの実施も含めて市民が参加することは非常に大事なことだと思う。また、この復元の目的が少し気になったが、学校教育や生涯学習における歴史的理解と体験学習の深化に資するとある。どのように体験学習が深まっていくかなど、何か具体的なイメージはあるのか。

文 化 財 課 長

管理運営体制については、まず多賀城市と県で連携体制を敷いていくことになるが、先ほど説明したとおり、多様な民間事業者やボランティアも含めて皆さまと共創的な形での運営を今後も検討していきたいと考えている。それから学校教育、歴史学習に対する対応であるが、今回の復元の大きな目的、意義としては、まず多賀城そのものの価値を次世代に繋いでいくことである。多賀城は一見、一地方統制機関と思われがちであるが、多賀城は基本的に県内や遠方から様々な物資が集まったり、人との交流が育まれたりした場所でもある。そのような多賀城の本来の姿を子供たちに十分理解してもらえることに、この復元整備を行う価値があると思う。また検討会においても、次世代を担う子供たちの活動がシビックプライドの醸成に寄与するという提言もいただいております。今回の我々の方針の中でも、生きた歴史教材としての役割を果たし、歴史への関心と理解を深めるきっかけとなる上で、教育的意義が極めて大きいと記載した。具体的な取組として、復元後であれば建物そのものが実物大になり、当時の奈良時代のリアルな姿が再現されるため、子供たちが奈良時代にタイムスリップしまるで奈良時代に没入するような感覚になり、教科書やテレビなどだけでは感じるできない、五感で感じるものを是非実現したいと考えている。そのためには学校の授業との連携も大事だと思っております。政庁が完成するまでは、本当の多賀城の姿に関する教育プログラムを作り上げていき、例えば東北歴史博物館などで、完成までの間子供たちに本当の多賀城の姿を十分に伝えていくことが大事なのではないかと思ひ、そのためのコンテンツの充実を図っていきたい。例えば当時の服を着て奈良時代の役人の仕事を一緒に体験してもらったり、墨

で文章を木簡に書いたりなど、当時のリアルな体験をしてもらうことが大事だと思う。他には検討会で意見があった、復元プロセスそのものを学びに変えることも重要である。建物が完成していくそのプロセスを常に子供たちに見てもらい、このように昔の建物は完成するのだという建築様式的な部分も理解してもらえればと思う。

前回の定例会で委員に御指摘いただいた住民参加も非常に大事なことであり、また住民参加の中で子供たちにも一緒に関わってもらうことも大切な視点だと思う。瓦に関する事など具体的に御提案いただいたが、今後具体を進めていく中で、子供が実際に瓦を作る事など、様々な体験を提供できれば良いと思う。今はまだ方針であるため、今後検討課題ではあるが進めていきたいと考える。

小川委員 歴史を学ぶことはただ過去を知るだけでなく、未来につながっていくという発想に関心を持った。自分たちの街がどのようなようであったかなど過去を学んだことを参考にして、自分たちの今後の未来がどのようなようになっていくのかということを描けるようにできれば、本当に学校教育や生涯学習が深まることに繋がると思う。

鳩原委員 前回の定例会でも少し話したと思うが、歴史的な観点で第Ⅱ期政庁、1番華やかな時代の政庁を全て復元するという事である。当然復元後の管理は大事になると思うが、やはりその地域の方々や子供たちが、先ほどの体験の話も含めて、気軽に訪れることができることも実現していかなければならない。非常に立派に忠実に復元したが、1回見ればしばらく見なくてもということではない。子供たちが体験できるような探求的な部分や、建物を見ただけではどのようなようになっているか分からないものを体験できるようにしていく必要がある。地域の方々に積極的に使っていただくこととの両面の難しさや、身近な存在として復元したものを活用していただく難しさはあると思うが、その両面がなければ、次世代へ繋いでいくことの難しさが出てくると思う。前回の定例会でも話したが、例えば多賀城市では図書館の運営が大変素晴らしく、まさに民間事業者とタイアップし多くの市民が常に訪れている図書館となっている。そのような姿を是非多賀城市と調整をしながら十分に進めていき、本当に市民の自慢となるようなもの、そして身近に感じられるものになるよう進めていくことを期待する。

文化財課長 博物館の展示などでも、1度見たらもう見なくても良いと言われないう、展示内容をいつも考えている。今回の御指摘の復元についても、共創型史跡への転換という言葉を使ったが、まさに鳩原委員が話したところを目指すものである。地域の方々と共同しながら常に変化し、正殿に行くと、以前と異なる説明があり、異なるものが見えてくる。そのようなものを実現できるようにしたいと思う。

### 13 資料（配布のみ）

- (1) 教育庁関連情報一覧
- (2) 令和8年度宮城県公立学校教員採用状況
- (3) 令和8年3月高等学校卒業者就職内定状況（3月末現在）
- (4) 宮城県美術館リニューアルオープン特別展「全館コレクションで魅せます 美術の時代」

### 14 次回教育委員会の開催日程について

小野寺教育長 次回の教育委員会は、令和8年5月15日（金）午後1時30分から開会する。

15 閉会 午後3時24分

令和8年5月15日

署名委員

署名委員